

令5福情答申第7号

令和5年8月15日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信 様

(教育委員会総務部教育政策課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和3年12月17日付け教総第1269-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定中学校における令和3年2月4日の納品書に記載の鍵がどこの鍵かがわかるもの」に係る非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「特定中学校における令和3年2月4日の納品書に記載の鍵がどこの鍵かがわかるもの」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年10月25日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年10月15日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和3年10月25日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年11月19日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

用務員の重要な業務に「床のメンテナンス」がある。「剥離廃液」の処理は、

水質汚濁防止法、下水道法、廃棄物処理法等無視できない。

ワックスの剥離廃液は、「不用薬品・処理困難物等分類表」の中の処理困難物にあたる。

令和3年2月4日納品書（以下「本件納品書」という。）記載のカギは、事務室を通して用務員が購入してあるのに、カギの管理簿を事務室が把握していないなどありえないことである。

(2) 反論意見書における主張

実施機関は、鍵は、福岡市会計規則第104条に基づき帳簿による整理を省略できる物品に該当するとされた。

第104条は、出納簿整理の省略の規定である。

第104条の(1)～(11)のどれにあたるのか、教えてほしい。

鍵は、金庫の鍵から倉庫の鍵など、鍵をかけたほうが良いと思われて買われたのだと思う。

鍵がなくなった時の予備かもしれないが、第104条のどこで省略できると読めるのか教えてほしい。

どこの鍵か公にすることで、危険が増すので非開示となるなどならわかるのだが、鍵が省略できるとは理解できない。

もっとわかりやすく説明してほしい。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明意見書における主張

本件審査請求の対象となった鍵は、福岡市会計規則第104条に基づき帳簿による整理を省略できる物品に該当するため、本件特定中学校では物品出納簿を作成しておらず、審査請求人が求めるどこの鍵かを説明できる公文書は保有していない。

よって、本件公文書非公開決定処分は正当かつ妥当な処分である。

(2) 口頭意見陳述における主張

本件公開請求においては、本件納品書に記載された鍵3個（以下「本件鍵」

という。)がどこの鍵かわかるものとの請求がなされているが、審査請求人に求める文書の内容を確認したところ、本件鍵が特定中学校のどこで使用されるものかについて記載された管理簿であることを確認している。

福岡市会計規則第104条においては、物品出納簿の整理を省略できるものについて規定されているところ、同条第11号は「その他会計管理者が指定するもの」とされている。

福岡市の物品会計事務の手引において、当該指定するものとして、「消耗品及び原材料のうち、最小単位当り取得価格(消費税込み)が1,000円以下のもの」が定められており、本件審査請求の対象となった鍵はこれに当たることから、福岡市会計規則第104条第11号に基づき帳簿による整理を省略できる物品に該当する。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件審査請求における審査請求人及び実施機関の主張から判断すると、審査請求人が公開を求める文書は、本件鍵が特定中学校のどこで使用されるものかについて記載された管理簿と解される。

2 本件対象文書の存否について

審査請求人が公開を求める上記管理簿に当たるものの作成を義務付けるものとしては、福岡市会計規則(昭和39年規則第20号。以下「会計規則」という。)第103条において物品の出納整理について規定があり、当該規定によれば、「物品出納員又は区物品出納員は、物品管理者から出納通知がなされたときは、備品にあつては備品出納簿により、その他の物品にあつては物品出納簿によりその出納を整理しなければならない」とされている。

一方で、その例外として、同規則第104条において、帳簿による整理を省略することができる物品が定められており、同条第11号においては、当該物品の一つとして、「その他会計管理者が指定するもの」が定められている。

実施機関によれば、当該「その他会計管理者が指定するもの」については、平

成2年3月20日付けで物品管理者等あての通知により指定がなされており、その内容は福岡市の物品会計事務の手引（会計室審査課作成。以下「本件手引」という。）に記載されているところ、本件手引によれば、「消耗品及び原材料のうち、最小単位当り取得価格（消費税込み）が1,000円以下のもの」が示されており、本件鍵はこれに当たることから、物品出納簿を作成しておらず、したがって、審査請求人が求める本件鍵がどこで使用されるかについて記載された文書は保有していないとのことであった。

当審査会において確認したところ、本件手引によれば、物品とは、備品、消耗品、原材料及び雑品に分類され、このうち、備品とは、その性質又は形状を変えなく相当長期間にわたり使用できるもの及びその性質が消耗性のものであっても標本（教材として使用するものを除く。）、陳列品又はこれらに類するものとして保管するもの並びに動物（消耗品に属するものを除く。）をいい、具体的には、取得価格が概ね税込み5万円以上、かつ、耐用年数が概ね2年以上のもの等が当たるとされていること、一方で、消耗品とは、1回の使用でその効用を失うもの及び備品の程度に至らないもの等をいうとされていることが認められる。

さらに、当審査会において本件納品書を見分したところ、本件鍵は1個当りの単価が消費税抜き900円（消費税込み990円）であった。

このことからすると、本件手引において、会計規則第104条第11号に規定する帳簿による整理を省略することができる「その他会計管理者が指定するもの」として、「消耗品及び原材料のうち、最小単位当り取得価格（消費税込み）が1,000円以下のもの」が明示されているところ、本件鍵は、1個当りの単価が消費税抜き900円（消費税込み990円）であることから、備品の程度に至らないものとしての消耗品に当たるものであって、かつ、最小単位当り取得価格（消費税込み）が同条同号に規定する帳簿による整理を省略することができる物品に当たると解される。

したがって、本件対象文書を実施機関が保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、またそのような文書を所持していることをうかがわせるような事情も認められない。

よって、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に行った本件決定は妥当と判断する。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年12月17日	実施機関からの諮問
令和4年3月16日	実施機関の弁明意見書を収受
令和4年4月18日	審査請求人の反論意見書を収受
令和5年5月26日（第1部会）	審議
令和5年6月26日（第1部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和5年7月24日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、五十川直行、大神朋子、大脇成昭